



当該各項の第一欄に掲げるとおりとする。

別表第二（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一） 三三二	（略）	（略）

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた汚泥又は動植物性残さに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- （略）

別表第四（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一） 三三二	（略）	（略）

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸若しくは廃アルカリ又は家畜ふん尿に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- （略）

別表第二（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一） 三三二	（略）	（略）

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた汚泥に含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- （略）

別表第四（第二条関係）

	第一欄	第二欄
一） 三三二	（略）	（略）

備考

- この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により令別表第三の二の一の項に掲げる施設において生じた廃酸又は廃アルカリに含まれるこの表の各項の第一欄に掲げる物質を検定した場合における当該各項の第二欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。
- （略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第四号に規定する油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

(昭和五十一年総理府令第五号)(抄)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(汚泥に係る判定基準)</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)(第六条第一項第四号イ(1)に掲げる汚泥に係る同号イの油分の含有に關し環境省令で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、第一号の基準は、第五条の規定に基づき環境大臣が定める方法により汚泥に含まれる油分を溶出させた場合における油分の濃度として表示されたものとする。</p> <p>一 検液一リットルにつき油分十五ミリグラム以下であること。</p> <p>二 (略)</p> <p>(廃酸又は廃アルカリに係る基準)</p> <p>第二条 令第六条第一項第四号イ(2)に掲げる廃酸又は廃アルカリに係る同号イの油分の含有に關し環境省令で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、第一号の基準は、第五条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれる油分を検定した場合における油分の濃度として表示されたものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(動植物性残さに係る判定基準)</p> <p>第三条 令第六条第一項第四号イ(3)に掲げる動植物性残さに係る同号イの油分の含有に關し環境省令で定める基準は、海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであることとする。</p> <p>(家畜ふん尿に係る判定基準)</p>	<p>(汚泥に係る判定基準)</p> <p>第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。)(第六条第一項第四号イ(1)の油分を含む汚泥に係る環境省令で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、第一号及び第二号の基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により汚泥に含まれる油分を溶出させた場合における油分の濃度として表示されたものとする。</p> <p>一 令第六条第一項第四号イ(1)及び(2)に掲げる汚泥にあつては、検液一リットルにつき油分十五ミリグラム以下であること。</p> <p>二 令第六条第一項第四号イ(1)(ハ)に掲げる汚泥にあつては、検液一リットルにつき油分五十ミリグラム以下であること。</p> <p>三 (略)</p> <p>(廃酸又は廃アルカリに係る基準)</p> <p>第二条 令第六条第一項第四号イ(2)の油分を含む廃酸又は廃アルカリに係る環境省令で定める基準は、次のとおりとする。この場合において、第一号の基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃酸又は廃アルカリに含まれる油分を検定した場合における油分の濃度として表示されたものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(動植物性残さに係る判定基準)</p> <p>第三条 令第六条第一項第四号イ(3)の動植物性残さに係る環境省令で定める基準は、海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであることとする。</p>

第四条 令第六条第一項第四号イ(4)に掲げる家畜ふん尿に係る同号イの油分の含有に關し環境省令で定める基準は、海洋投入処分により視認できる油膜が海面に生じないものであることとする。

(検定方法)

第五条 第一条第一号及び第二条第一号に規定する基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

(検定方法)

第四条 第一条第一号及び第二号並びに第二条第一号に規定する基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

改 正 案

現 行

（廃棄物海洋投入処分の許可の申請）  
 第一条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十条の六第二項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第一号によるものとする。  
 2～4 （略）

（廃棄物海洋投入処分の許可の申請）  
 第一条 法第十条の六第二項（法第十八条の二第三項において準用する場合を含む。）の申請書は、様式第一号によるものとする。  
 2～4 （略）

別表（第六条関係）

別表（第六条関係）

二 廃棄物処理令第六条第	（削除）	（削除）	（削除）
	（削除）	（削除）	（削除）
海域	海域	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

三 廃棄物処理令第三条第	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
海域	海域	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）

<p>一 三 略</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="949 156 1109 548"> <p>三 (略)</p> </td> <td data-bbox="1109 156 1460 548"> <p>一 項 第 四 号 イ (1) に 掲 げ る 汚 泥 の う ち 有 機 性 の も の 及 び 水 溶 性 の 無 機 性 の も の 並 び に 同 号 イ (2) か ら (4) ま で に 掲 げ る 廃 棄 物</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 548 1109 694"> <p>海 域</p> </td> <td data-bbox="1109 548 1460 694"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 694 1109 1108"> <p>第 一 号 下 欄 八 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p> </td> <td data-bbox="1109 694 1460 1108"></td> </tr> </table>	<p>三 (略)</p>	<p>一 項 第 四 号 イ (1) に 掲 げ る 汚 泥 の う ち 有 機 性 の も の 及 び 水 溶 性 の 無 機 性 の も の 並 び に 同 号 イ (2) か ら (4) ま で に 掲 げ る 廃 棄 物</p>	<p>海 域</p>		<p>第 一 号 下 欄 八 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p>	
<p>三 (略)</p>	<p>一 項 第 四 号 イ (1) に 掲 げ る 汚 泥 の う ち 有 機 性 の も の 及 び 水 溶 性 の 無 機 性 の も の 並 び に 同 号 イ (2) か ら (4) ま で に 掲 げ る 廃 棄 物</p>						
<p>海 域</p>							
<p>第 一 号 下 欄 八 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p>							
<p>二 四 略</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="949 1108 1109 1500"> <p>四 (略)</p> </td> <td data-bbox="1109 1108 1460 1500"> <p>四 号 イ (2) に 掲 げ る 廃 棄 物 の う ち 液 状 の も の、 廃 棄 物 処 理 令 第 六 条 第 一 項 第 四 号 イ (1) に 掲 げ る 汚 泥 の う ち 有 機 性 の も の 及 び 水 溶 性 の 無 機 性 の も の 並 び に 同 号 イ (2) か ら (4) ま で に 掲 げ る 廃 棄 物</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1500 1109 1646"> <p>海 域</p> </td> <td data-bbox="1109 1500 1460 1646"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 1646 1109 2072"> <p>第 二 号 下 欄 八 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p> </td> <td data-bbox="1109 1646 1460 2072"></td> </tr> </table> <p>備考 (削除)</p> <p>一 この表において「海域」とは、次に掲げる海域をいう。</p> <p>イ 次号イに掲げる海域のうち北緯四十度二十分の線以南であり、かつ、北緯四十度の線以北である海域</p> <p>ロ 次号ロに掲げる海域のうち東経百四十三度の線以东であり、かつ、東経百四十三度二十分の線以西である海域</p> <p>ハ 次号ハに掲げる海域のうち東経百三十四度四十分の線以东であり、かつ、東経百三十五度の線以西である海域</p> <p>ニ 次号ニに掲げる海域</p> <p>ホ 次号へに掲げる海域のうち北緯四十一度三十五分の線以南であり、かつ、北緯四十一度十五分の線以北である海域</p>	<p>四 (略)</p>	<p>四 号 イ (2) に 掲 げ る 廃 棄 物 の う ち 液 状 の も の、 廃 棄 物 処 理 令 第 六 条 第 一 項 第 四 号 イ (1) に 掲 げ る 汚 泥 の う ち 有 機 性 の も の 及 び 水 溶 性 の 無 機 性 の も の 並 び に 同 号 イ (2) か ら (4) ま で に 掲 げ る 廃 棄 物</p>	<p>海 域</p>		<p>第 二 号 下 欄 八 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p>	
<p>四 (略)</p>	<p>四 号 イ (2) に 掲 げ る 廃 棄 物 の う ち 液 状 の も の、 廃 棄 物 処 理 令 第 六 条 第 一 項 第 四 号 イ (1) に 掲 げ る 汚 泥 の う ち 有 機 性 の も の 及 び 水 溶 性 の 無 機 性 の も の 並 び に 同 号 イ (2) か ら (4) ま で に 掲 げ る 廃 棄 物</p>						
<p>海 域</p>							
<p>第 二 号 下 欄 八 に 掲 げ る 要 件 に 適 合 す る 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。</p>							